

四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第36号

四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成15年四日市市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表	
(略)	
基準該当生活介護において実施される送迎	片道 <u>21</u> 単位
備考 (略)	
備考 (略)	

改正前	
別表	
(略)	
基準該当生活介護において実施される送迎	片道 <u>27</u> 単位
備考 (略)	
備考 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の規定

は、この規則の施行の日以後に受ける基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費の支給から適用し、同日前に受ける基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費の支給については、なお従前の例による。

(健康福祉部障害福祉課)